

● 成年後見人等への報酬の支払いが困難な方(高齢者)へ

成年後見制度の利用にあたり、成年後見人等への報酬の支払いが困難な方へ裁判所で決定した報酬額の範囲内で必要な費用を助成します。

対象者 (申請期間：報酬審判日から2か月以内)

次の(1)から(3)のいずれにも該当する方

(1) 家庭裁判所において成年後見人等が選任された成年被後見人等

(後見人等が4親等以内の親族の場合は助成の対象となりません。)

(2) 市内に居住し市の住民基本台帳に記載されている方

(市長がやむを得ない事由があると認める方や住所地特例施設入所者を含む)

(3) 次のアからウのいずれかに該当する方

ア：生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている方

イ：預金等の合計額が100万円以下の方であって、次の(ア)か(イ)のいずれにも該当する方

(ア) 本人及び本人と同一の生計に属する方の預金等の額の合計額が、100万円に同一の生計に属する方が1人増えるごとに100万円を加えた額以下である方

(イ) 日常生活用資産以外に活用できる資産が無い方

ウ：その他市長が特に必要と認める方

※対象者である成年被後見人等が亡くなった場合、成年後見人等が助成金の交付を受けることができます。預金等から死亡後の必要経費を支払った後、報酬額に対して不足する額を助成対象とします(報酬審判日から6か月以内)

助成額 (上限額：月額28,000円、年額336,000円)

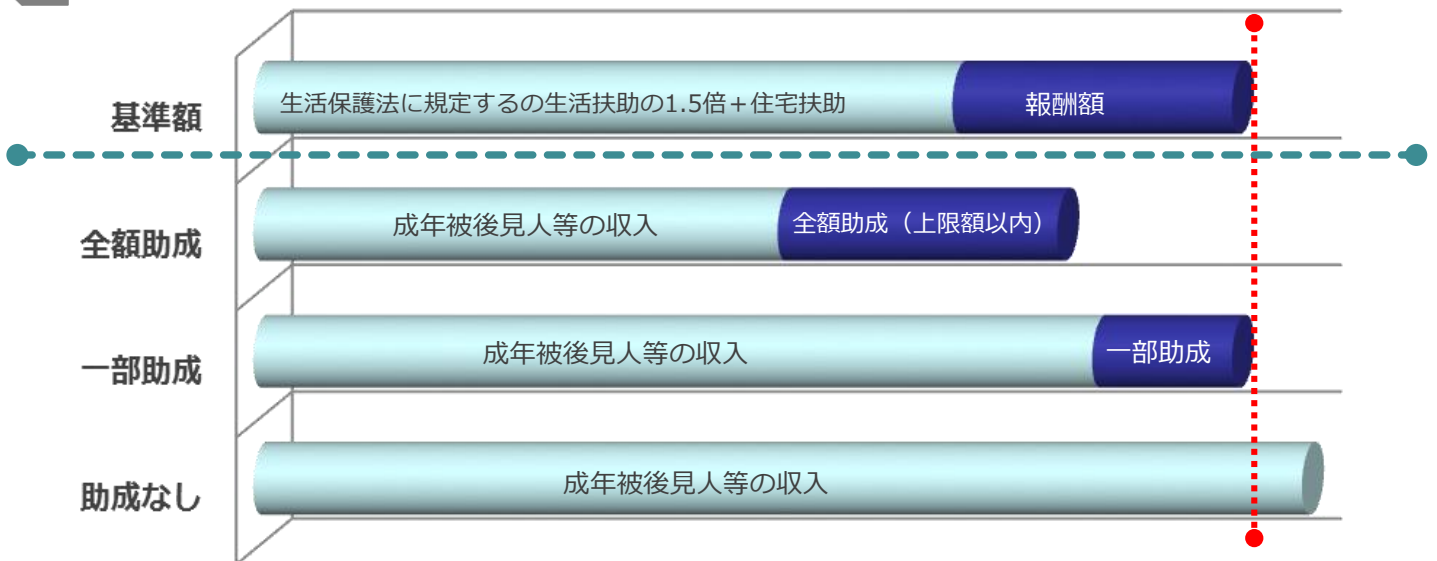
居宅生活の方

生活保護法で規定する生活扶助基準等を基に算出した費用に審判額を加えた額が成年被後見人等の収入額を超える場合、報酬額の範囲内でその超える額

施設入所の方

支払うべき施設介護サービス費を基に算出した費用に審判額を加えた額が成年被後見人等の収入額を超える場合、報酬額の範囲内でその超える額

助成のイメージ (居宅生活の方の場合)



浦安市 福祉部 高齢者包括支援課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
TEL 047-712-6389 FAX 047-304-8892

報酬助成の申請書は浦安市のホームページまたは右のQRコードでダウンロードできます

